

議案第 28 号

産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 29 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）に基づく固定資産税の不均一課税に伴う措置（減収補填）を活用することにより、本町における事業所の立地や設備投資を促進し、産業基盤の強化・発展等を引き続き図るため、この条例案を提出するものです。

産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成24年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成24年条例第21号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）から<u>令和13年3月31日</u>までの期間（本町が当該期間内に法第3条第1項に基づく立地地域に該当しないこととなる場合には、公布日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業（下宿営業を除く。）又は学術・開発研究機関の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業にあつては、法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設又は増設（以下「新增設等」という。）した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成25年1月2日以後において取得したも</p>	<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）から<u>平成33年3月31日</u>までの期間（本町が当該期間内に法第3条第1項に基づく立地地域に該当しないこととなる場合には、公布日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業（下宿営業を除く。）又は学術・開発研究機関の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業にあつては、法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設又は増設（以下「新增設等」という。）した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成25年1月2日以後において取得したも</p>

のみに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新增設等した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、税条例第68条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

不均一課税すべき年度	税率
第1年度	100分の0
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

2 (略)

のみに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新增設等した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、税条例第68条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。

不均一課税すべき年度	税率
第1年度	100分の0
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

2 (略)